

# 令和5年度 鶴岡市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

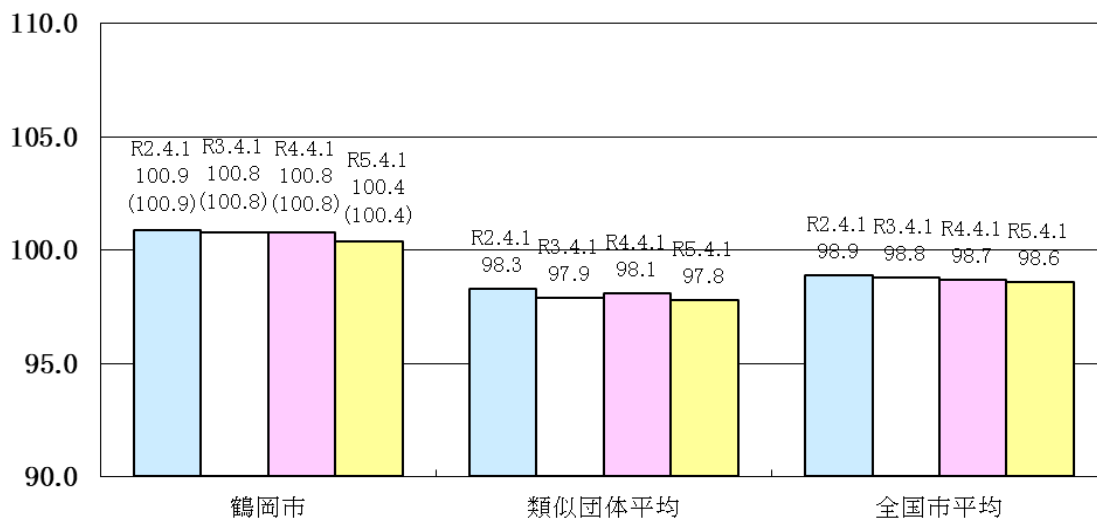
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 120,398	千円 75,760,993	千円 1,736,660	千円 10,506,462	% 13.9	% 13.5

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 1,114	千円 4,357,546	千円 721,914	千円 1,717,686	千円 6,797,146	千円 6,102	千円 6,009

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

総合的見直しにおける給料表の水準の相違によるものであり、  
 今後も給与の適正化、適切な制度運用に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、人事院が勧告した俸給表を基本としたうえで、給与水準については県内民間との均衡を図ったものとした県の給料表に準じて改定。若年層については引上げ、高齢層については引下げを行い、激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 見直し前から変わらず支給地域外。支給地域在勤職員は国と同じ支給割合。  
 (実施時期) 支給地域在勤職員について、平成27年4月1日より実施。

(参考)	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28 ~31年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年 度の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改 定後					
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
鶴岡市の支 給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
鶴岡市	43.8 歳	334,375 円	410,391 円	353,244 円
山形県	43.4 歳	328,500 円	404,400 円	354,800 円
国	42.4 歳	322,487 円	-	404,015 円
類似団体	42.6 歳	318,331 円	393,780 円	348,064 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 ( A )	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 ( B )	
鶴岡市	52.0歳	72人	326,050円	356,035円	335,272円	-	-	-	-
うち給食調理員	50.1歳	28人	342,954円	361,992円	350,632円	飲食物調理従事者	44.3歳	223,500円	1.62
うち学校用務員	52.9歳	28人	314,629円	354,688円	325,986円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.47
うち自動車運転手	58.8歳	2人	288,750円	378,434円	306,000円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	55.5歳	225,200円	1.68
うちその他	53.1歳	14人	320,414円	343,616円	327,307円	-	-	-	-
山形県	53.4歳	433人	333,600円	372,700円	350,300円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,941人	286,942円	-	329,178円	-	-	-	-
類似団体	52.6歳	29人	329,374円	355,896円	341,296円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴岡市	5,811,721円	-	-
うち給食調理員	5,966,905円	3,007,700円	1.98
うち学校用務員	5,684,054円	3,253,900円	1.75
うち自動車運転手	5,673,302円	3,627,700円	1.56
うちその他	5,785,588円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		鶴 岡 市	山 形 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	185,100円	188,100円	185,200円
	高 校 卒	156,300円	156,300円	154,600円
技 能 労 務 職	高 校 卒	148,500円	151,700円	-
	中 学 卒	144,200円	140,000円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,515円	365,240円	389,538円	402,200円
	高校卒	224,211円	329,950円	370,671円	384,820円
技能労務職	高校卒	-	-	-	355,620円

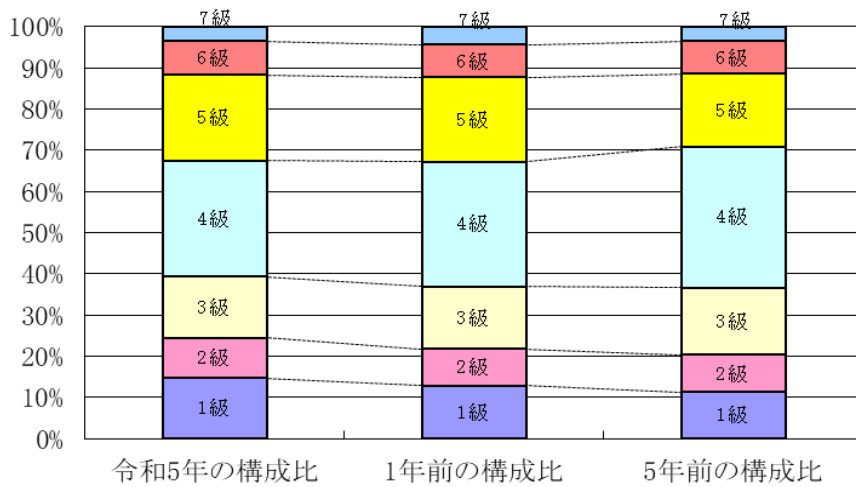
※ 一般行政職の高校卒の経験年数10年の職員は0名のため、経験年数8～14年の職員(3名超となる範囲の職員)の平均額としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

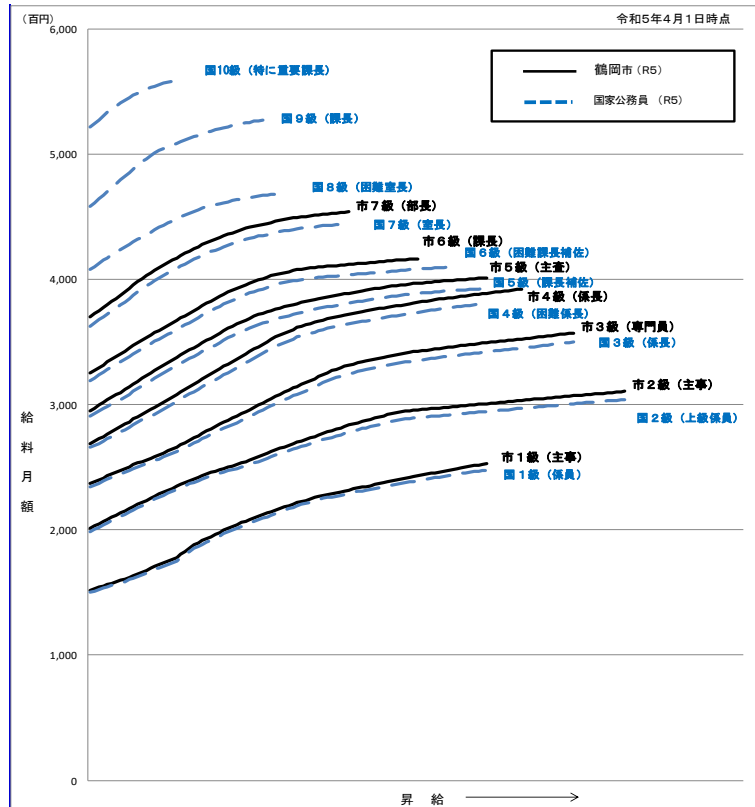
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	100人	14.6%	151,700円	252,700円
2級	主事・技師	67人	9.8%	201,300円	310,700円
3級	係長・専門員・主任	102人	14.9%	237,200円	357,400円
4級	主査・係長・専門員	193人	28.2%	269,200円	392,300円
5級	課長補佐・主査	143人	20.9%	295,100円	401,300円
6級	課長・主幹	56人	8.2%	325,200円	416,600円
7級	部長・次長・参事	24人	3.5%	370,100円	454,100円

- (注) 1 鶴岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(鶴岡市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴岡市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,633 千円	-
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鶴岡市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度6月期		令和6年度6月期	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

鶴岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,815 千円	21,251 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	3,886 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	647,667 円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	5 人	20 %
神奈川県藤沢市	12 %	1 人	12 %
宮城県仙台市	6 %	1 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数	100.4		
(ラスパイレース指数)	(100.4)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	136 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,462 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.4 %			
手当の種類(手当数)	4			
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	記職員に対する支給単
災害応急作業手当	一般職・技能職	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	一般職	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	37千円	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	一般職	①行旅死亡人の収容業務 ②行旅病人の救護業務	9千円	①1件3,000円 ②1件1,500円
動物死体収容処理業務手当	一般職・技能職	動物の死体収容処理業務	90千円	1件150円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	372,865 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	370 千円
支給実績(令和3年度決算)	395,158 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	388 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	-	135,488千円	259,804円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 28,000円	同じ	-	44,942千円	271,553円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	異なる	交通用具使用について、国では限度額24,500円	96,624千円	112,223円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級及び職の区分に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	俸給の特別調整額として一種から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	55,026千円	534,233円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて月額 30,000円～100,000円	同じ	-	726千円	242,000円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	6,423千円	6,625円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	1,824千円	52,114円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	異なる	1回につき一種から五種の区分に応じて 6,000～12,000円 週休日等以外の深夜勤務は 3,000～6,000円	423千円	23,500円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(市内は対象地域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	51千円	25,500円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	621,520 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( 914,000 円)	970,000 円/	621,500 円	
議 員 報 酬	副 市 長	718,000 円	775,000 円/	674,000 円
	( - 円)			
議 員 報 酬	議 長	510,000 円	537,000 円/	438,000 円
	( - 円)			
	副 議 長	470,000 円	483,000 円/	386,000 円
議 員 報 酬	( - 円)			
	議 員	445,000 円	452,000 円/	360,000 円
期 末 手 当	市 長・副 市 長	(令和4年度支給割合) 3.25 月分		
	議長・副議長・議員	(令和4年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	$914,000 \times \text{在職月数} \times 56.7 / 100$	24,875,424 円	在職中通算
	副 市 長	$718,000 \times \text{在職月数} \times 33.1 / 100$	11,407,584 円	在職中通算
	備 考	支給時期について、申し出がある場合は任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

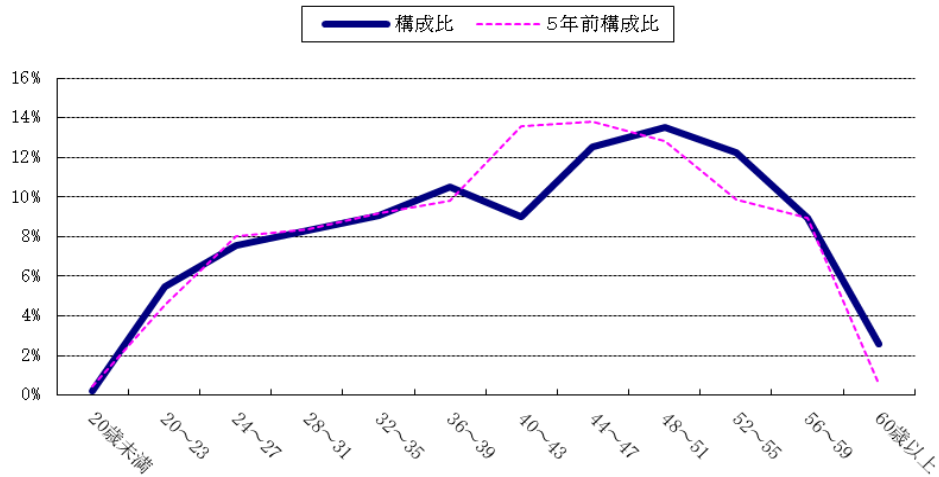
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 行政 部 門	一般	議会	8	8	0	
		総務	217	215	▲2	派遣の終了、民間人材の配置
		税務	68	69	1	欠員補充
		労働	2	2	0	
		農林水産	96	98	2	欠員補充
		商工	36	38	2	派遣職員の配置、育休職員に代わる人員補充
		土木	88	87	▲1	短時間勤務職員の配置
		民生	133	133	0	
		衛生	94	95	1	育休職員に代わる人員補充
	計	742	745	3	<参考> 人口1万当たり職員数 61.88 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 58.55 人)	
	教育部門	163	162	▲1	欠員不補充	
	消防部門	209	210	1	短時間勤務職員の加配	
	小計	1,114	1,117	3	<参考> 人口1万当たり職員数 92.78 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 76.45 人)	
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病院	672	655	▲17	医師・看護師の減員	
	水道	27	29	2	派遣職員の増員	
	下水道	29	28	▲1	欠員不補充	
	その他	58	58	0		
	小計	786	770	▲16		
合計		1,900 [ 2,013 ]	1,887 [ 2,013 ]	▲13 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 156.73 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	103人	143人	157人	171人	198人	170人	237人	255人	231人	169人	49人	1,887人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		751	758	752	745	742	745	▲6 ▲0.8
教育		183	181	179	171	163	162	▲21 ▲11.5
消防		207	206	207	207	209	210	3 1.4
公営企業等会計		762	759	769	783	786	770	8 1.0
計		1,903	1,904	1,907	1,906	1,900	1,887	▲16 ▲0.8

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 14,361,185	千円 552,883	千円 6,931,991	% 48.3	% 49.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 千円	千円	
令和 4年度	人 684	千円 2,593,663	千円 960,124	千円 1,035,667	千円 4,589,454	千円 6,710	千円 7,159

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

##### ア 事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	45.3歳	328,083円	507,689円
団体平均	46.3歳	322,023円	503,394円

##### イ 医師職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	43.9歳	584,711円	1,599,694円
団体平均	43.3歳	562,455円	1,399,976円

##### ウ 看護職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	39.3歳	305,531円	502,575円
団体平均	41.3歳	298,127円	489,372円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

鶴岡市（病院事業）	鶴岡市（一般職員）
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,568 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

鶴岡市（病院事業）			鶴岡市（一般職員）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続30年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,068 千円	20,127 千円	1人当たり平均支給額	5,815 千円	21,251 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		65,630 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		875,070 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	74 人	16 %
新潟市	3 %	1 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		515,679	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		859,465	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		87.7	%
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	病院企業職員	災害発生現場等での応急作業	日額500円
防疫等作業手当	病院企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	日額500円
防疫等作業手当(特例)	病院企業職員	①新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた作業	①日額3,000円
		②①の作業のうち患者又はその疑いのある者の身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業	②日額4,000円
研究手当	医師	診療上の研究業務	月額250,000円以内
診療手当	医師	診療業務	月額220,000円以内
ハイリスク分娩手当	医師	危険度の高い分娩診療業務	1回10,000円以内
新生児医療手当	医師	新生児の新規入院に関する業務	1件10,000円以内
救急勤務医手当	医師	①救急当番日以外における呼出を伴う診療業務	1日4,000円以内
		②救急当番日における診療業務	1日10,000円以内
放射線取扱業務手当	医師・医療技術職・看護職	①放射線診療業務(医師)	①月額8,800円
		②放射線診療補助・介助業務(医師を除く)	②日額230円
死体解剖補助業務手当	医療技術職	死体解剖補助業務	1回3,500円
リハビリテーション業務手当	医療技術職	感染症患者に対する機能回復訓練業務	日額400円
夜間看護等手当	医療技術職・看護職	①深夜において行われる看護等業務	①深夜帯全部 1回7,300円 規定回数超過時 1回10,950円
			①4時間以上 1回3,550円 規定回数超過時 1回4,980円
			①2～4時間 1回3,100円 規定回数超過時 1回4,980円
			①2時間未満 1回2,150円
看護業務手当	看護職	看護等の業務に従事した看護師等	②1回1,240円
			月額4,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	469,857	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	716	千円
支給実績(令和3年度決算)	466,250	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	717	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	57,238千円	244,607円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	30,023千円	265,687円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	43,599千円	86,677円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 〔企業行政職〕 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	医療職は別途規定。  医師:43,700円 ～110,100円 医療技術:35,300円 ～56,900円 看護:33,600円～69,000円	26,815千円	547,243円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	0千円	0円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	58,363千円	162,119円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200～27,000円	異なる	医師の職直:27,000円以内 〃 日直:25,000円以内 医師以外の医療職:6,100円	29,201千円	307,382円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 4,000～12,000円	異なる	院長の支給額: 1回につき12,000円	36千円	9,000円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円 (旧朝日村在勤職員は経過措置 として扶養親族のある世帯主のみ 月額5,800円)	同じ	-	0千円	0円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 3,004,592	千円 334,080	千円 207,185	% 6.9	% 7.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費32,725千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 B	給与費B/A	
令和 4年度	人 27	千円 118,884	千円 12,336	千円 45,844	千円 177,064	千円 6,558	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(水道事業)	44.6 歳	341,438 円	528,037 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴 岡 市 ( 水 道 事 業 )	鶴 岡 市 ( 一 般 職 員 )
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,667 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,568 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

鶴岡市(水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 10,704 千円			1人当たり平均支給額 5,815 千円 21,251 千円		

(注) 水道企業の退職手当の1人当たり平均支給額は、自己都合、定年退職なども含めた職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		-		円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

### エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合		-		%
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円

### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	4,635 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	185 千円
支給実績(令和3年度決算)	4,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	191 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 ( 令 和 4 年 度 決 算 )	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 令 和 4 年 度 決 算 )
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	3,090千円	193,125円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	666千円	333,000円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	1,949千円	97,450円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	1,986千円	662,000円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	同じ	-	12千円	12,000円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	-	-

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 5,145,064	千円 1,516	千円 225,493	% 4.4	% 3.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,806千円を含まない。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 B		
令和 4年度	人 29	千円 117,601	千円 17,655	千円 46,498	千円 181,754	千円 6,267	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(下水道事業)	45.4 歳	343,657 円	539,034 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴 岡 市 ( 下 水 道 事 業 )	鶴 岡 市 ( 一 般 職 員 )
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,621 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,568 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

鶴岡市(下水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 23,688 千円			1人当たり平均支給額 5,815 千円 21,251 千円		

(注) 下水道企業の退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度から令和4年度までの7年間に退職した職員に支給された平均額である  
(令和4年度の退職者が3名以下のため)

### ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

### エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合		-		%
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円

### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	7,296 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	281 千円
支給実績(令和3年度決算)	8,286 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	319 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円、子 10,000円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	3,770千円	209,444円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	2,147千円	306,714円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 55,000円	同じ	-	3,085千円	118,654円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	1,347千円	449,000円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回につき 6,000～8,500円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回につき 3,000～4,300円	同じ	-	39千円	13,000円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 7,360～17,800円	同じ	-	-	-